

【日本史B 課題の解答】 <2 回目レターパック発送分>

● プリント No7

<<左側>>

[身分と社会]

- 1 大名 2 旗本 3 苗字・帯刀 4 本百姓 5 水呑(百姓)
6 地主・家持 7 地借・借家・店借

武士 % 百姓 % 町人 %

8 家長

[村と社会]

- 1 村切 2 6万3000 3 2500
4 在郷町
5 本百姓 6 水呑(百姓)

<<右側>>

- 7 名主 8 組頭 9 百姓代
10 村入用 11 村八分 12 結・もやい
13 本途物成 14 検見法 15 定免法
16 小物成 17 国役 18 伝馬役
19 村請制 20 五人組

・1643 田畑永代売買の禁令

21 向後田畠売買停止たるべき事

22 土地の売買により百姓間の格差が広がっていくため

・1673 分地制限令

23 貳拾石 24 拾石 25 制限以上の石高の分割相続

● プリント No8

<<左側>>

[町と町人]

Q：姫路の城下町の図の特徴は 一度考え見よう(詳細は授業で)

- 1 町
2 町人 3 地借 4 借家・店借
5 名主(年寄) 6 町人足 7 仲間

入試問題にチャレンジ

(1) 正解 : ①

(2) 正解 : ①

山野の利用に対してかかる税は「小物成」

② 水呑百姓は村政には参加できず。本百姓のみ。

③ 入会地の管理は村で行った。

④ この争いは「国訴」とはいわない。

(3) 正解 : ②

● プリント No9 … プリント内に解答をのせています。

※ このプリントの内容は授業でもう一度扱う予定です。